

特別養子制度について

民法(明治29年法律第89号)とは

人と人との間の権利・義務の関係に関する基本的なルールを定める法律。

【民法の構造】

- 第1編 総則(第1条～第174条)
- 第2編 物権(第175条～第398条の22)
- 第3編 債権(第399条～第724条の2)
- 第4編 **親族**(第725条～第881条)
- 第5編 相続(第882条～第1050条)

- ・ 養子制度(普通養子制度)は、明治29年の民法制定時から存在。
- ・ 特別養子制度は、専ら養子となる子どもの利益を図るものとして、昭和62年の民法改正によって創設。

- 第1章 総則
- 第2章 婚姻
- 第3章 親子
 - 第1節 実子
 - 第2節 **養子**(第792条～第817条の11)
 - 第1款～第4款
縁組の要件、無効及び取消し、縁組の効力、離縁
 - 第5款 特別養子**
(第817条の2～第817条の11)
- 第4章 親権
- 第5章 後見
- 第6章 保佐及び補助
- 第7章 扶養

養子制度とは

- ・ 実親子ではない者の間に、法的な親子関係を創設するもの。
- ・ 法的な親子の間では、例えば、相互に相続権を有し、扶養義務を負う。

普通養子制度(年間8万件; **成年養子を含む**)



- ・ 合意・戸籍窓口への届出で成立。
(未成年者を養子とするには家庭裁判所の許可が必要)
- ・ 養子候補者に**年齢制限はない**。
- ・ 合意による離縁可。

今日では様々な目的で利用

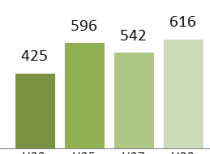
- ・ 配偶者の子との縁組(連れ子養子)
- ・ 財産や家名の承継のための縁組(例えば孫養子)
- ・ 被虐待児や親のいない子の養育のための縁組

未成年者が養子となる普通養子縁組の大部分が連れ子養子であるとの指摘もある。

特別養子制度(昭和62年の民法改正によって創設)とは

- ・ 家庭に恵まれない子に温かい家庭を提供して、その健全な養育を図ることを目的として創設された、専ら子どもの利益を図るための制度。
- ・ 実親子関係を終了させること、離縁の要件を厳格にすることによって、養親子関係を強固なものとして、養子が安定した家庭で養育されるようにする。

特別養子縁組成立件数の推移



特別養子制度(年間約500件)



- ・ 家庭裁判所の審判で成立。
- ・ 養子候補者に**上限年齢がある**。(現行法:原則6歳未満)
- ・ 実親による養育が困難であること、
実親の同意があること(ただし、虐待事案等では不要)、
養親の下での養育が相当であること 等が要件。
- ・ 離縁は、養親の虐待がある等の要件の下で、**例外的に**家庭裁判所の審判による。

制度創設の背景

- ・ 古くから、他人の子を戸籍上自分の子として届け出る「わらの上からの養子」の慣習。
- ・ 産婦人科医師が、予定外の妊娠をした女性のために、虚偽の出生証明書・出生届の提出を多数あっせんした事件の発生。

利用のされ方

- ・ 予定外の妊娠等のために実親に養育の意欲が欠ける場合
- ・ 実親が行方不明の場合
- ・ 実親による虐待のために家庭に戻すことができない場合

民法等の一部を改正する法律案の概要

法務省民事局

検討の経過

H30. 6	法務大臣から法制審議会へ諮問	H31. 1.29	要綱案の取りまとめ
H30. 6～	法制審部会での調査審議開始	H31. 2.14	要綱の取りまとめ・答申
H30.10	中間試案の取りまとめ	H31. 3.15	閣議決定・国会提出

改正の目的

児童養護施設に入所中の児童等に家庭的な養育環境を提供するため、特別養子縁組の成立要件を緩和すること等により、制度の利用を促進。

厚労省検討会が全国の児童相談所・民間の養子あっせん団体に対して実施した調査の結果
「要件が厳格」等の理由で特別養子制度を利用できなかった事例 298件（H26～H27）
（うち「実父母の同意」を理由とするもの 205件 ・ 「上限年齢」を理由とするもの 46件）

見直しのポイント

- ① 特別養子制度の対象年齢の拡大(第1)
- ② 家庭裁判所の手続を合理化して養親候補者の負担軽減(第2)

第1 養子候補者の上限年齢の引上げ(民法の改正)

1. 現行制度

養子候補者の上限年齢

原則 特別養子縁組の成立の審判の申立ての時に6歳未満であること。

例外 6歳に達する前から養親候補者が引き続き養育 ⇒ 8歳未満まで可。

現行制度において上限年齢が原則6歳未満、例外8歳未満とされている理由

- ① 養子候補者が幼少の頃から養育を開始した方が実質的な親子関係を形成しやすい。
- ② 新たな制度であることから、まずは、必要性が明白な場合に限って導入。

【児童福祉の現場等からの指摘】

年長の児童について、特別養子制度を利用することができない。

2. 法律案の内容

養子候補者の上限年齢の引上げ等

(1) 審判申立時における上限年齢(新民法第817条の5第1項前段・第2項)

原則 特別養子縁組の成立の審判の申立ての時に15歳未満であること。

例外 ① 15歳に達する前から養親候補者が引き続き養育
② やむを得ない事由により15歳までに申立てできず } 15歳以上でも可。

※ 15歳以上の者は自ら普通養子縁組をすることができることを考慮して15歳を基準としたもの。

(2) 審判確定時における上限年齢(新民法第817条の5第1項後段)

審判確定時に18歳に達している者は、縁組不可。

(3) 養子候補者の同意(新民法第817条の5第3項)

養子候補者が審判時に15歳に達している場合には、その者の同意が必要。
(15歳未満の者についても、その意思を十分に考慮しなければならない。)

第2 特別養子縁組の成立の手続の見直し (家事事件手続法及び児童福祉法の改正)

1. 現行制度

養親候補者の申立てによる1個の手続

養親候補者
申立て

特別養子縁組の成立の審判手続

特別養子
縁組成立
の審判

(審理対象)

- ・ 実親による養育が著しく困難又は不相当であること等
- ・ 実親の同意(審判確定まで撤回可能)の有無等
- ・ 養親子のマッチング

※ 6か月以上の試験養育

- ・ 養親の養育能力
- ・ 養親と養子の相性

- ・ 実親の養育能力
(経済事情や若年等)
- ・ 虐待の有無

【児童福祉の現場等からの養親候補者の負担についての指摘】

- ① 実親による養育状況に問題ありと認められるか分からないまま、試験養育をしなければならない。
- ② 実親による同意の撤回に対する不安を抱きながら試験養育をしなければならない。
- ③ 実親と対立して、実親による養育状況等を主張・立証しなければならない。

2. 法律案の内容

二段階手続の導入

(1) 二段階手続の導入(新家事事事件手続法第164条・第164条の2関係)

特別養子縁組を以下の二段階の審判で成立させる。

(ア) 実親による養育状況及び実親の同意の有無等を判断する審判(特別養子適格の確認の審判)

(イ) 養親子のマッチングを判断する審判(特別養子縁組の成立の審判)

⇒ 養親候補者は、第1段階の審判における裁判所の判断が確定した後に試験養育をすることができる(上記①及び②)。

(2) 同意の撤回制限(新家事事事件手続法第164条の2第5項関係)

⇒ 実親が第1段階の手続の裁判所の期日等でした同意は、2週間経過後は撤回不可(上記②)。

(3) 児童相談所長の関与(新児童福祉法第33条の6の2・第33条の6の3)

⇒ 児童相談所長が第1段階の手続の申立人又は参加人として主張・立証をする(上記③)。

(イメージ図)

児相長 or
養親候補者
申立て

第1段階の手続

(審理対象)

- ・ 実親による養育状況
- ・ 実親の同意の有無等

特別養子
適格の確認
の審判

実親は、第2段階には関与せず、同意
を撤回することもできない。

養親候補者
申立て

第2段階の手続

(審理対象)

- ・ 養親子のマッチング

特別養子
縁組成立
の審判

養親となる者が第1段階の審判を申し立てるときは、第2段階の審判と同時に申し立てなければならない。

二つの審判を同時にすることも可能。

⇒ 手続長期化の防止

※ 6か月以上の試験養育 ○○○

試験養育がうまくいかない場合には却下

第3 施行期日

公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日